

令和4年度 地域型住宅グリーン化事業 <ゼロ・エネルギー住宅型>

完了実績報告書の「写真台帳」の作成要領 1 【抜粋版】

提出する対象住宅の写真についての留意点 (1/3)

「写真台帳」は、対象住宅が完了実績報告書の内容に適合した施工がされていることを報告するためのものであり、工事の進捗等により隠蔽される箇所など、後日確認が困難になるものについては特に重要な要素となります。

※必要な写真を撮影忘れのままで完了実績報告をされた場合は「写真再提出」となります。

留意点をよくご確認の上、撮影忘れの無いよう十分に注意して下さい。

※提出された写真のみでは状況を確認出来ず補足を求める場合もあります。様々なアングルから複数枚を撮影する等、備えておいてください。

1) 共通事項

・「写真台帳」で提出が必要な写真は下記の通りです。

- ・外皮性能に係わる全ての要素
- ・一次エネルギー消費量算定に係わる全ての要素
- ・一次エネルギー消費量算定には反映しないが設置した設備 (設置した全ての設備)
- ・建物の外観および内観
- ・その他状況に応じ必要なもの

・写真には **撮影日、建築主名または物件名、工事内容** を明記した**看板**を入れ撮影してください。

※様式ダウンロードページにカード型の看板のご用意があります。よろしければご活用ください。

・電子看板は原則として使用不可とします。 ※マニュアル第1章 別添2 参照

・手振れ、ストロボ、日射等の影響により、**撮影対象 や 看板の文字が不鮮明で読めないなものは不可**です。

・設置箇所を確認出来る全景を撮影したものと、型番等を確認できるように撮影したものをセットで提出してください。

・必要に応じ、一要素の写真を複数枚提出したり、複数を使用した大きな写真を提出していただいても構いません。

2) 外観・内観等

外観 ・住宅全景がわかるように撮影しているもの。

外壁面 ・**足場撤去後に撮影した、全ての外壁面を各一枚以上、計4枚以上提出すること。**

※全ての開口部 ※主に開口部を確認します。※一枚で納まらない場合は複数枚で一面を撮影しても可

内観 ・**主たる居室 (LDK) を一枚以上、その他の居室を一枚以上**
室内を全体的に確認できるアングルで提出すること。

3) 開口部

玄関ドア ・**養生材撤去後**、全体を確認できるよう撮影すること。

・**商品名、型番等を確認できるラベルを撮影**すること。 ※小口に貼られている場合が多い

サッシ ・**代表的な3~4か所程度についての写真を提出すること。**

・全体を確認出来るよう撮影した写真を提出すること。

・**サッシの商品名、型番を確認できるラベルを撮影し提出すること。**

※サッシの右上に貼られている場合が多い

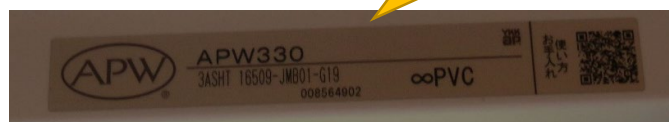
・**ガラスの性能を確認できる刻印等を撮影すること。**

※ガラスの右下にある場合が多い

この部分の刻印です



サッシの商品名です



4) 設備機器

暖房設備 冷房設備	・省エネ対策の有無にかかわらず写真を撮影し提出のこと。
	・設置箇所を確認出来るよう全景と、 型番を確認出来るように撮影したものを それぞれ提出のこと。
換気設備	・設置した室ごとに撮影すること。(主たる居室/その他の居室)
	・設置箇所を確認出来るよう全景と、 型番を確認出来るように撮影したものを それぞれ提出のこと。
熱源機 (給湯器)	・設置全景と、 型番を確認出来るように撮影したものを それぞれ提出のこと。
	・熱源部と貯湯部が分かれている場合は、それぞれを撮影すること。
給湯ヘッダー	・給水ではなく 給湯 のヘッダー部の写真を撮影すること。(一般的には赤、オレンジ等の暖色の配管)
	・白色等の配管を使用し、給水、給湯の目視での判別が難しい場合はそれぞれの写真を提出すること。
水栓金具	・ 節湯性能の有無にかかわらず写真を撮影し提出のこと。
	・設置箇所を確認出来るよう全景と、 型番を確認出来るように撮影したものを それぞれ提出のこと。
高断熱浴槽	・浴室シャワーはシャワーヘッドおよび洗い場水栓のそれぞれを撮影すること。
	・複数設置する場合は、すべての箇所を撮影すること。
照明設備	・浴槽の保温部を確認出来るように撮影すること。
	・ 断熱ふたと浴槽のセット を確認出来るように撮影すること。(浴槽単体で性能が出る場合を除く)
太陽光発電 設備等	・ ユニットバス本体の型番ラベル を撮影すること。
	・LDK、その他の居室、非居室の代表的な個所をそれぞれ撮影すること。
太陽光発電 設備等	・調光が可能な制御、人感センサーを採用している場合は、その部分を確認出来るよう撮影すること。
	※壁スイッチ部での制御、リモコンでの制御、本体のセンサー感知部等、状況に応じ撮影のこと。
太陽光発電 設備等	・設置したパネルの すべての枚数を確認出来るよう撮影すること。 (足場があっても構いません)
	・パネル設置面が複数の場合は すべての面を撮影すること。
太陽光発電 設備等	・パワーコンディショナーを撮影すること。(設置全景と型番が確認できること)
	・太陽光の発電量が見える化できる機器(モニター・HEMS)を撮影すること。

5) その他

- ・主たる居室と階段室(非居室)を建具で区切る場合は、その部分を撮影すること。
※建具を開けた状態、閉めた状態をそれぞれ撮影すること。
- ・**写真撮影箇所を示した図を提出すること。**
(マニュアル第3章P3-10 ㊸に該当するもの)

6) 写真提出の注意点

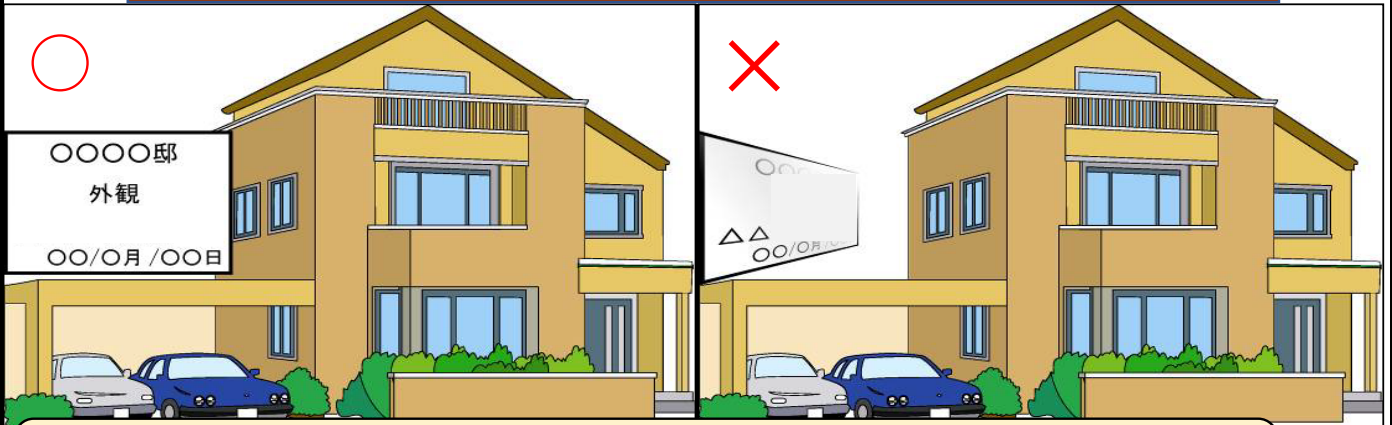
- ・**写真はカラーで撮影し、提出すること。**
- ・外皮等仕様一覧で記入されている「開口部等のメーカー名、型番」、「設備機器の型番」が確認できるように撮影すること。**提出された写真で型番等が確認できない場合は「再提出」となります。**

完了実績報告書の「写真台帳」の作成要領 3 【抜粋版】

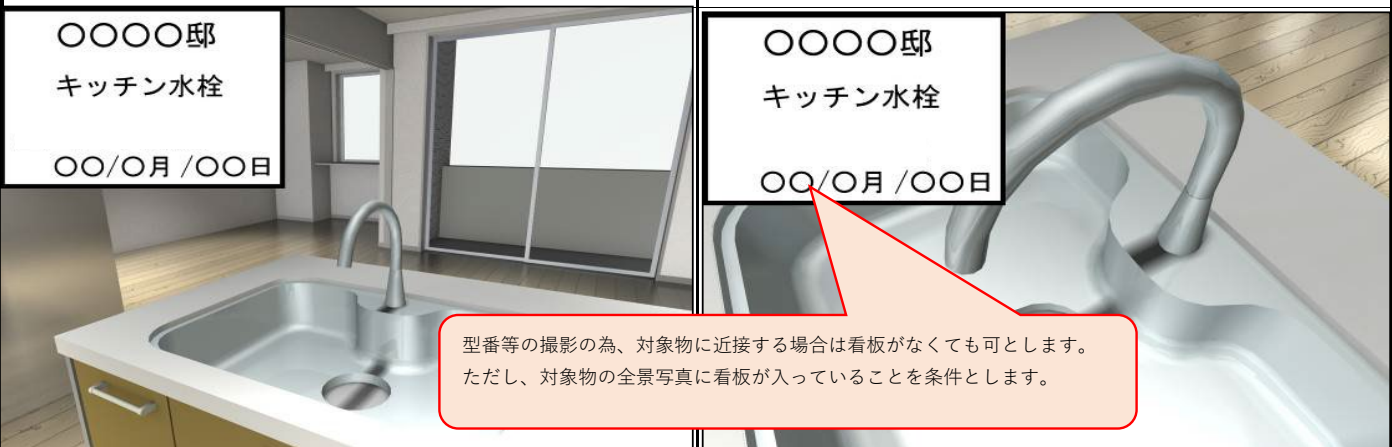
提出する対象住宅の写真についての留意点 (3/3)

！！撮影の際には **看板** を必ず入れてください！！

看板には **撮影日、建築主名または物件名、工事内容** の記入が必要です。

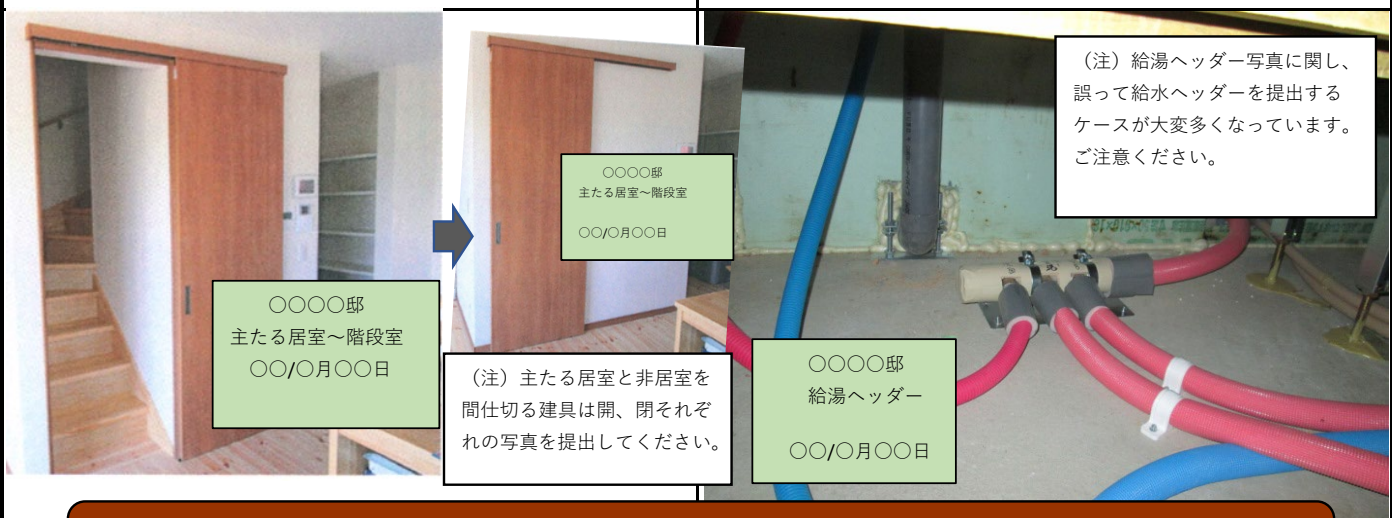


撮影日、建築主名等を記入した看板は、文字が読めなくては意味がありません。文字の大きさ、鮮明度等、報告用の資料写真としてふさわしい写真かを十分確認してください。



型番等の撮影の為、対象物に近接する場合は看板がなくても可とします。ただし、対象物の全景写真に看板が入っていることを条件とします。

画面には提案内容に係る部分だけを接近して撮影するのではなく、周囲の状況もバランス良く画面に納めて、当該住宅の写真であることが特定できるようにしてください。対象物の全景の写真および型番等の写真をそれぞれ提出してください。



(注) 給湯ヘッダー写真に関し、誤って給水ヘッダーを提出するケースが大変多くなっています。ご注意ください。

(注) 主たる居室と非居室を間仕切る建具は開、閉それぞれの写真を提出してください。

こちらの写真は参考例です。 本作成要領を事前によくご確認いただき撮影してください。